

給排水工事申請システム構築業務委託事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

岐阜市上下水道事業部営業課

1 趣旨

岐阜市上下水道事業部営業課では現在、「岐阜市指定給水装置工事事業者及び岐阜市下水道排水設備指定工事店」（以下「指定事業者」という。）より提出される給排水工事申請に係る諸手続きについて、主に紙面にて窓口対応しているが、窓口が混雑するなどの問題が生じている。

本事業では、オンラインによる電子申請システムを導入することにより、指定事業者の窓口での待ち時間や来庁の手間を省き、市民サービスの向上、働き方改革、職員及び指定事業者双方の業務の効率化を図る。

本実施要領は、給排水工事申請システムを構築する業務委託事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により公平かつ適正に実施するため、必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルへの参加希望者は、本実施要領及び給排水工事申請システム構築業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）等の内容を踏まえ、企画提案書その他必要な書類を提出すること。

2 業務概要

- (1) 業務名 給排水工事申請システム構築業務委託
- (2) 担当部署 岐阜市上下水道事業部営業課（事務局とする。）
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
※仕様書の内容は現時点の予定であり、契約候補者選定後の打合せにより変更する場合がある。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月24日まで
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 契約者数 1者
- (7) 業務規模額 88,814,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>

- ① システム導入費 令和6年度 : 27,764,000円
- ② システム維持管理費 令和7年度以降 : 61,050,000円（5年間）

※この金額は予定価格を示すものではなく提案規模を示すものであり、令和7年度以降の予算は各年度の岐阜市議会の議決を経て確定する。

なお、見積金額は各年度の内訳金額（消費税及び地方消費税を含む。）をそれぞれ超えないこと。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格がない者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成 6 年 8 月 29 日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。
- (5) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 27 年 9 月 30 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。
- (6) 平成 31 年 4 月 1 日以降、官公庁発注の業務で元請けとして DX に関する業務納入実績を有していること。

4 事業者選定に係る日程

	内 容	期 間
①	募集期間（公告期間）	令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 6 年 5 月 28 日（火）まで
②	質問書受付期間	令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 6 年 5 月 15 日（水）まで
③	質問回答日	令和 6 年 5 月 22 日（水）
④	参加表明書受付期間	令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 6 年 5 月 28 日（火）まで
⑤	企画提案書等受付期間	令和 6 年 5 月 8 日（水）から 令和 6 年 5 月 28 日（火）まで
⑥	審査日（プレゼンテーション実施日）	令和 6 年 6 月 5 日（水）
⑦	審査結果通知日	令和 6 年 6 月上旬（予定）
⑧	契約締結日	令和 6 年 6 月下旬（予定）

※日程については、岐阜市上下水道事業部の都合により変更する場合がある。

5 関連書類

本プロポーザルに使用する関連書類及び提出書類は、以下のとおりとし、原則として岐阜市ホームページ（<http://www.city.gifu.lg.jp/>）に掲載する。

【関連書類】

- ・給排水工事申請システム構築業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領
- ・給排水工事申請システム構築業務委託基本仕様書
 - 別紙 1 業務機能要件表
 - 別紙 2 個人情報取扱特記仕様書
 - 別紙 3 情報セキュリティ対策チェックシート

6 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

	提出様式	留意事項	提出部数
①	参加表明書 (様式1)	・代表印を押印すること。	1部
②	暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書 (様式2)	・代表印を押印すること。	1部
③	提案者情報書 (様式3)	・以下を1部添付すること。 ・法人登記簿謄本 ・市町村民税及び固定資産税の完納証明書 ・消費税及び地方消費税の納税証明書 (参加表明書提出期限までに岐阜市上下水道事業部の入札参加資格者名簿に登載されている場合は上記3点の添付は不要)	1部
④	提案者業務実績報告書 (様式4)	・平成31年4月1日以降、官公庁発注の業務で元請けとしてDXに関する業務納入実績を有していること。 ・最大5件記載する。 ・契約書の写しを添付すること。	8部
⑤	担当者情報書 (様式5)	・本業務委託で有益となる保有資格がある場合、それを証する書類(合格証書の写し等)を添付すること。	8部
⑥	企画提案書 (任意)	・後述「7 企画提案書について」のとおり。	8部
⑦	経費見積書 (様式6-1) 経費内訳書 (様式6-2)	・経費見積書(様式6-1)には代表印を押印すること。	1部

※ 提出書類④から⑥までの書類提出部数8部のうち1部を正本として、インデックスを付け提出すること。

※ 副本については、ホチキス止め、穴あけ、インデックス、索引等をしないこと。

7 企画提案書について

(1) 留意事項

- ・1者につき1提案とする。
- ・A4版用紙片面10枚以内の印刷物とする。
- ・提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。
- ・絵や図面又はフロー等を添付するなど、専門的な知識を有しない者でも理解し評価できるような提案書とすること。

(2) 必須記載項目

ア 実施体制

本業務を実施する上での実施方針及び業務の実施体制、次年度以降の保守業務等の実施体制について、分かりやすく記載すること。

イ 業務理解度及びスケジュール管理

本業務を実施する上での課題、問題点及び対応方針を記載すること。また、それを踏まえたスケジュールについて記載すること。

ウ 構築するシステムの利便性

構築するシステムの使い勝手の良さ（わかりやすいデザイン、簡単な操作性など）を記載すること。

エ 機能拡張提案

仕様書に定める機能以外に、将来的にサービス向上や行政事務の効率を高めることに繋がる機能拡張の提案内容を記載すること。

8 質問及び回答

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、次のとおり受け入れる。

(1) 質問提出方法

質問受付期間内に、質問書（様式7）を事務局あてに必ず電子メールにより提出すること。その際の件名は「公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

なお、質問書を送信した際には、必ず電話（058-259-7519（直通））でその旨を確認することとし、送信誤り等により期間内に質問状が届いていない場合は、その質問は無効とする。

提出先メールアドレス sui-ei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問書提出期限

令和6年5月15日（水） 17時まで

(3) 質問の回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問者名を伏せて岐阜市ホームページ上で公表する。電子メールや郵送による回答は行わない。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答期日

令和6年5月22日（水）までに回答を岐阜市ホームページ上で公表する。

9 書類の提出期間、提出方法

(1) 提出書類の入手方法

必要書類は岐阜市役所ホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/>) からダウンロードして入手すること。

(2) 提出期間及び受付時間

ア 提出期間

令和6年5月8日(水)から令和6年5月28日(火)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

イ 受付時間

持参の場合は、9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。

(3) 提出場所

岐阜市上下水道事業部営業課(岐阜市祈年町4丁目1番地 庁舎3階)

(4) 提出方法

「6 提出書類」に記載の書類は、上記提出場所までに持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「給排水工事申請システム構築業務委託参加証明書 在中」と記入の上、提出期間内に必着のこと。

(5) その他

本プロポーザルによる事業者選定への参加は、参加表明書及び企画提案書等の提出をもって参加表明があったものとする。

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

郵送の場合は、配達記録郵便等、配達記録が残る方法で提出すること。

10 提出書類の取扱い

(1) 企画提案書等の提出期間終了後は、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者の同意なく企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(2) 提出書類は、一切返却しない。

(3) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。また、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(4) 提出書類(上記(3)の複製を含む。)は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づく公開請求により公開する場合がある。

(6) 提出書類に記載された従業員などの個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用いることとし、他の用途には用いない。個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従う。

(7) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

1.1 審査の方法

(1) 審査方法

ア 岐阜市が設置する「給排水工事申請システム構築業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で定める審査基準に基づき審査を行う。なお、審査委員会は委員3名で組織する。

イ 審査委員会において、企画提案書、経費見積書その他の提出書類、及び本プロポーザルに監査し企画提案する者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査基準に沿って審査する。

ウ 審査委員会の会議は非公開とする。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会で定めた評価基準に基づき、参加者を対象にプレゼンテーションを実施し、企画提案書、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を選定する。

ア 日時及び場所

プレゼンテーション審査は、令和6年6月5日（水）に実施予定である。

なお、詳細については提案者へ別途電子メールで通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーションの実施時間は1者につき15分を上限とし、その後15分程度の質疑応答を行うものとする。

ウ 出席者

業務を受注した場合の業務主任者、業務担当者を含む4名（提案者に所属する者に限る）以内とする。

エ 提案内容

企画提案書等の内容を逸脱しないことを前提に説明支援機器の使用を認める。説明支援機器の使用を希望する場合は、あらかじめ事務局へ連絡すること。

プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーン、コンセント1箇所については、事務局が保有する機器の範囲内で用意する。

オ 順序

参加表明書の受付順とする。

カ 提案者多数の場合

提案者が4者以上の場合、参加表明書提出時の書類において事務局で選定し、プレゼンテーションを行う3者を決定する。

(3) 審査基準

ア 評価項目

評価項目の内容及び配点構成は、別紙「評価項目一覧表」とおりとする。

イ 企画提案点

企画提案の評価は表1のとおり5段階評価とし、評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た値を点数とし、合計して採点する。

ウ 価格点

価格点は業務規模額とシステム維持管理費の 2 項目で構成され、それぞれ最高 20 点 (40 点満点) とし、次の式により算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times ((\text{業務規模額} - \text{見積価格}) / \text{業務規模額})$$

※小数点第 2 位を四捨五入する。

※業務規模額は、「2 業務概要 (7)」にある価格とする。

エ 基準に基づき機械的に採点できる価格点については事務局にて実施し、企画提案に関しては審査委員にて実施する。なお、審査点数の合計は各審査員の持ち点 (60 点満点) の合計に価格点 (40 点満点) を加算した 220 点満点とする。

オ 審査点数の合計が最も高い審査点数であった提案者を最優秀者、次に高い審査点数であった提案者を優秀者とする。

カ 審査点数の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く 1 位票を獲得した提案者を優位とする。

キ 審査における最低基準点は、審査点数の合計の 6 割とし、提案者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行う。なお、提案者が 1 者の場合は、最低基準点を満たすことで最優秀者に選定する。

表 1 企画提案評価点

評価	評価点
とても優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
あまり評価しない	2 点
評価しない	0 点

1.2 失格事項

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 経費見積書において見積価格が業務規模額を超えている場合
- (4) 受付期間内に所定の書類を提出しなかった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 本実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

1.3 審査結果の通知

- (1) 審査結果は審査完了後、速やかに提案者あてに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- (2) 審査結果は岐阜市ホームページで公表する。なお、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 4 契約候補者との協議

- (1) 審査により最優秀者として選定された提案者は、契約候補者として業務委託契約の締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。
- (2) 前述の(1)による協議に際し、岐阜市上下水道事業部は、必要に応じて契約候補者の提案内容に対する修正を求めることができるものとし、契約候補者は、誠実にこれに応じること。
- (3) 最優秀者として選定された者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

1 5 プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 提案者は、本実施要領等を熟読しそれらを遵守すること。
- (2) 提案者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) 本実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルへの提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する費用等は、全て提案者の負担とする。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（任意様式とする。代表者印及び辞退理由を記載のこと。）を前記「9 書類の提出期間、提出方法」に従い提出すること。
- (7) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象とした岐阜市による内部手続を経た上でなされるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

1 6 事務局

〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地

岐阜市上下水道事業部営業課（担当：山田、伊藤）

電話 058-259-7519（直通） FAX 058-259-7522

メールアドレス sui-ei@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

次の各評価項目の評価基準に基づき、各審査委員が審査を行う。

評価項目	評価視点	評価点	換算値	配点
実績	提案者（事務所及び担当者）の実績について、同類業務の実績及び実績内容について評価する。	5	× 3	15点
実施体制	本業務及び次年度以降の保守業務等の実施体制は適正であるか。また、経験豊富な業務主任者を配置する、業務の進行に十分な人員を配置するなど、業務遂行が可能な実施体制であるか。	5	× 2	10点
業務理解度及びスケジュール管理	業務を遂行又はシステムを使用する上での課題、問題点及び対応方針が的確か。適切な業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	5	× 2	10点
利便性	構築されたシステムの使い勝手の良さ（操作性、機能性）が満足であるか。	5	× 3	15点
拡張性	将来的な機能拡張に対する提案内容が、サービス向上や行政事務の効率を高めることに繋がる魅力的な内容となっているか。	5	× 2	10点
合 計				

合計 60点

次の各評価項目の評価基準に基づき事務局にて採点し、各委員採点結果の合計に加算する。

評価項目	評価視点	評価点	換算値	配点
価格点	基準額（業務規模額）に対し妥当であるか。			20点
	システム構築後5年間の保守業務に要する費用が妥当であるか。			20点
合 計				

合計 40点